

医療費の払戻しについて◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

県外の医療機関で受診したとき、または受給者証を持参せず医療費を支払ったときは、払戻しの申請ができます。

払戻し申請の方法

○logo フォームによるオンライン申請
右記 QR コードから



○郵送 福祉医療費交付申請書に領収書を添付してこども政策課に郵送してください。

申請書はウェブサイトからダウンロードしてください。

宇部市 ひとり親家庭医療

○窓口

宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口

※総合案内で番号札を発券してください

北部総合支所 市民生活課窓口

申請に必要なもの

- ・領収書（受診者名・診療日・保険点数・受領額発行日・受領者名の記載されたもの）
- ・受診者の健康保険証
- ・福祉医療費受給者証
- ・母又は父名義（養育者の場合は養育者名義）の銀行等の口座番号
- ・装具装着証明書（装具の払戻しの場合）
- ・弱視等治療用眼鏡等作成指示書（治療用眼鏡の払戻しの場合）

交付申請について◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

配偶者との離別や死別等により新たに受給資格が生じた場合、ひとり親家庭医療費助成制度を受給するには、福祉医療費受給者証交付申請書の提出が必要です。

※ 受給者証交付申請時は、母又は父及び児童が配偶者の扶養を離れていることを確認するために、健康保険証を確認します。

申請の場所

宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口

※総合案内で番号札を発券してください

申請に必要な書類等

- 母又は父及び児童の健康保険証
- 母又は父の市民税額が確認できるもの（8月から12月の申請は当該年度分、1月から7月の申請は前年度分）
（例）所得課税証明書（課税標準額の記載があるもの）
市民税・県民税特別徴収税額の通知書等
※マイナンバーによる所得照会により省略できる場合があります。
（マイナンバーカード又は通知カード等が必要です。）
- その他、状況に応じて追加書類が必要になる場合があります。

ひとり親家庭 医療費助成制度の ご案内

この制度は、ひとり親家庭等の母子又は父子の保健の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成する制度です。

宇 部 市

お問い合わせ先

宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口

こども政策課 手当・医療係

TEL (0836) 34-8332

FAX (0836) 22-6051

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

ひとり親家庭医療費助成制度とは

助成の 対象	<p>宇部市内に居住地を有し、健康保険に加入している方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭等の母又は父及び当該児童 ○ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある父母のない児童 ※ 生活保護を受けている、又は児童福祉施設に入所し、国等の負担による医療を受けることができる方は除きます。 ※ 18歳の年度末を過ぎても、定時制高校や通信制高校に在学中の場合は、延長受給を申請できる場合がありますので、お問い合わせください。
助成の 制限	<p>母又は父、児童及び扶養義務者の全員が市区町村民税所得割非課税であること。</p> <p>扶養義務者とは 住民票の世帯上ではなく、実際に児童と同居している親族のうち、児童の直系親族及び兄弟姉妹</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 年少扶養親族(16歳未満の扶養親族) 1人につき、課税額から19,800円を控除して判断します。 ※ 16歳以上19歳未満の扶養親族 1人につき課税額から7,200円を控除して判断します。 ※ 所得制限は、毎年8月に見直しをしますので、所得制限を超えていて前年度受給できなかった方はお問い合わせください。

助成の 方法	福祉医療費受給者証を交付します。県内の医療機関で受診するときは、健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。
助成の 範囲	健康保険が適用される医療費の自己負担分(入院時の食事療養費等は除く)を助成します。
有効 期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで ※ 助成の開始日は、申請した日の属する月の初日から(離別や死別等の事由日が月の途中の場合は、事由日から)

適正な受診のお願い◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

この制度を支える財源は、みなさまの税でまかなわれています。

- かかりつけ医を持ちましょう
- 健診、予防接種を受けましょう
- 休日夜間のお子様の急病時、病院に行ったほうが良いか判断に迷ったら、子ども医療電話相談(#8000)をご利用ください
- ジェネリック医薬品を選びましょう
- 学校や保育園・幼稚園の管理下で起こったけがなどで、(財)日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる場合は、助成の対象外となります。

届け出について◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

福祉医療費助成(ひとり親家庭)受給中は、次のような届け出等が必要です。

交付 申請書	配偶者との離別や死別等により新たに受給資格が生じたとき
変更届	氏名が変わったとき 宇部市内で住所が変わったとき 加入する健康保険証が変わったとき
資格 喪失届	婚姻することになったとき 転出することになったとき 生活保護を受けることになったとき 他の福祉医療費助成制度を受けることになったとき等、受給資格がなくなったとき
再交付 申請書	受給者証を紛失したとき
更新 申請書	毎年6月に提出が必要です。 ひとり親家庭医療費助成を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。 提出しないと受給資格がなくなります。